

令和8年度地域伝統行事お助け隊プロモーション動画制作業務
企画提案公募実施要領

本公募要領は、令和8年度地域伝統行事お助け隊プロモーション動画制作業務の企画提案公募に参加しようとする事業者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は、以下の事項を踏まえた上で、公募に参加するものとする。

1 公募事項

(1) 案件名

令和8年度地域伝統行事お助け隊プロモーション動画制作業務

(2) 事業目的

福岡県では、担い手不足により継続が危ぶまれる祭り、風習その他の地域の伝統行事の担い手として活動していただける方を地域伝統行事お助け隊（以下、「お助け隊」という。）として登録し、伝統行事の実施団体（以下、「実施団体」という。）から要請のあった支援活動に対してボランティアとして派遣する制度を実施している。

本事業の実施にあたり、より多くの方や実施団体に本事業を活用いただけるよう、事業内容を広く発信することを目的として、動画を制作するものである。

(3) 委託業務の内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

(4) 予算規模

1, 815千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 予算額を超える提案は無効とする。

(5) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることを条件とする。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ当該委託業務の円滑な遂行が可能な事業者であること。
- (3) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、契約までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）が規定する入札に参加できない者に該当する者

イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号）に基づく指名停止期間中である者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成

- エ 16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 県税、国税、地方税を滞納している者
- オ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- カ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ク 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けている者

3 企画提案公募スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和8年3月30日(月) |
| (2) 企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和8年4月6日(月)17時 |
| (3) 企画提案公募に関する質問への回答 | 令和8年4月8日(水)予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年4月15日(水)17時 |
| (5) プレゼンテーション及び審査会 | 令和8年4月22日(水)予定 |
| (6) 委託候補事業者の決定 | 令和8年4月下旬予定 |
| (7) 委託契約締結 | 令和8年5月上旬予定 |

4 応募手続

- (1) 企画提案公募に係る質問について

ア 質問受付

仕様書(案)及び本実施要領に関する質問がある場合は、別紙「質問票」(様式第1号)に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

なお、電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は受け付けない。

※メール送信の際は、件名に「令和8年度地域伝統行事お助け隊プロモーション動画制作業務に関する質問書」と記した上で送信すること。

① 受付期限

令和8年4月6日(月)17時まで

② 提出方法

電子メール(※必ず電話にて受信を確認すること。)

③ 提出先

福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地域政策第1班

E-mail: chiikishinkou-01@pref.fukuoka.lg.jp

イ 質問に対する回答

令和8年4月8日(水)を目途に福岡県のホームページにて公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがあるなど、質問の内容によっては回

答しないこともある。

(2) 企画提案書の提出について

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
①企画提案応募書（様式第2号）	1部
②企画提案者概要（様式第3号）及び提案者の組織体制、経営状況、事業内容が分かるもの（任意様式、事業者パンフレット可）	10部
③企画提案書（任意様式） A4サイズ、片面印刷（縦置き・横置きいずれも可） 作成にあたっては、別紙「企画提案書作成要領」を参照のこと。	10部

イ 提出期限

令和8年4月15日（水）17時まで ※必着

ウ 提出方法

持参又は郵送 ※併せてメールにて提出すること。

エ 提出先

福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地域政策第1班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁9階

E-mail : chiikishinkou-01@pref.fukuoka.lg.jp

オ 企画提案参加に際しての留意事項

- ① 提出書類は、採用の有無や理由の如何を問わず返却しないものとする。
- ② 1提案者による、複数の企画提案書の提出を認めない。
- ③ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。
- ④ 提案者は、企画提案書および動画の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものであるものとする。
- ⑤ 県は、提出された書類を業務受託候補者の選定のみに使用する。
- ⑥ 県は、選定を行うために必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑦ 提出書類の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、提案者の負担とする。
- ⑧ 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
なお、企画提案書に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、すべて提案者が責任を負うこと。
- ⑨ 提案者が6者以上の場合は、書類審査を実施してプレゼンテーション参加者を決定する。書類審査の結果は、参加者全員に通知する。

5 審査・選定方法

(1) プレゼンテーション審査

福岡県が設置する「令和8年度地域伝統行事お助け隊プロモーション動画制作業務委託候補事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案者を委託候補事業者として選定する。ただし、提案者が6者以上の場合は、1次審査として選定委員会事務局である福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課において、(2)に記載の審査基準により企画提案書の書面審査を行い、2次審査（プレゼンテーション審査）に進む5者を選定し、令和8年4月20日（月）までに1次審査通過の旨を連絡する。

ア 実施日

令和8年4月22日（水）予定

イ 実施方法

福岡市内の会議室で各提案者によるプレゼンテーションを予定（発表15分及び質疑応答10分の計25分を想定）

※当日の実施概要は、別途通知する。

なお、プレゼンテーション時の追加資料は受領しない。

(2) 審査基準

審査は、別表に示す「令和8年度地域伝統行事お助け隊プロモーション動画制作業務に係る企画提案公募評価項目」により採点し、合計点数が最も高い提案者を委託候補事業者とする。合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。

なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。

また、提案者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは委託候補事業者として選定する。

6 失格事由（選定対象除外事由）

(1) 提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者はそのことをもって非選定となることがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

(3) 選定後であっても、応募者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となることがある。

(4) 提出書類等を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、

以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が事業実施候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。

7 提案者が1者又はいない場合の取扱い

提案者が1者の場合であっても選定委員会において審査を行い、委託候補者として選定するか否かを決定する。

提案者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。

8 選定・非選定結果の通知方法

選定委員会を経て委託候補事業者を決定した時は、参加事業者全員に対し令和8年4月下旬を目途に文書にて通知する。なお、受託候補者名のみを福岡県のホームページで公表する。

個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表をおこなわず、また、選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

9 委託先候補者の選定後の手続

(1) 契約の締結

県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議の上、仕様書を確定し、その仕様書に基づき見積書の提出を依頼する。当該見積額が予定価格以下であれば、委託契約を締結する（随意契約）。

委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で県が内容の修正を求めることがある。

協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行う。

(2) 契約保証金

委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定により「当初委託金額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として県に納付しなければならない。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

また、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。

(3) その他

ア 契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とする。

イ 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

10 その他

県が提供した資料及びデータ等について、県の承諾がある場合を除き、他への流用を一切禁じる。また本業務により収集した情報等については、委託業務後、県に返還すること。

11 問合せ先

福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課地域政策第1班

※令和8年4月から、部名及び課名が「市町村・地域振興部市町村政策支援課」に変更となります。

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3179

E-mail：chiikishinkou-01@pref.fukuoka.lg.jp